

19. 税金の軽減

①所得税、県民税・市町村民税

1. 所得控除

(1) 障害者控除

本人又は本人の同一生計配偶者若しくは扶養親族が障害者である場合には、本人のその年の所得金額から次表に掲げる区分により控除が受けられます。

令和8年4月現在

区分	所得控除額（1人につき）	
	所得税	県・市町村民税
障害者	27 万円	26 万円
特別障害者	40 万円	30 万円
同居特別障害者	75 万円	53 万円

イ 障害者とは

その年の年末（年の中で死亡した場合にはその死亡の日）において、次のいずれかに該当する精神や身体に障害のある者などをいいます。

- ① 身体障害者手帳や療育手帳（※）、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の発行を受けている者
※「療育手帳」は、「愛護手帳」、「愛の手帳」や「みどりの手帳」など各自治体によって別の名称で呼ばれていることがあります。
- ② 精神保健指定医などにより知的障害者と判定された者
- ③ 65歳以上の者で障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている者

ロ 特別障害者とは

障害者のうち、特に重度の障害がある次の者などをいいます。

- ① 身体障害者手帳に障害の程度が1級又は2級と記載されている者
- ② 療育手帳に障害の程度が重度として「A」（「マルA」、「A2」など）と表示されている方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳に障害等級が1級と記載されている者
- ④ 精神保健指定医等の判定により重度の知的障害者とされた者
- ⑤ 常に病床にいて、複雑な介護を受けなければならない者

ハ 同居特別障害者とは

本人の同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者で、かつ、本人又は本人と生計を一にする親族のいずれかと同居を常況としている者をいいます。

(2) 小規模企業共済等掛金控除

納税者が心身障害者扶養共済掛金を支払った場合は、その全額を所得金額から控除できます。なお、この控除を受ける場合は、確定申告書を提出する際に、支払った掛金の額の証明書を添付するか、確定申告書を提出する際に提示することが必要です。

(3) 医療費控除

ストマ用装具

いわゆる人工肛門のストマ（排泄孔）又は尿路変向（更）のストマを有する人のストマケアに係る治療を行っている医師が、その治療上、適切なストマ装具（ストマ部分に取り付ける蓄便袋や蓄尿袋など）を消耗品として使用することが必要不可欠であると認め、「ストマ用装具使用証明書」を発行した場合には、そのストマ用装具に係る費用は、医療費控除の対象となります。

この場合、「医療費控除の明細書」を確定申告書に添付するとともに、「ストマ用装具使用証明書」の添付又は提示が必要です。

○窓口

所得税・・・・・・・・税務署（所在地等は【資料編】10を参照）

県民税・市町村民税・・・市町村の税務担当課

2. 県民税・市町村民税の非課税の範囲

身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人、知的障害の人は、前年の合計所得金額（地方税法上の合計所得金額）が135万円以下の場合、県民税・市町村民税は課税されません。

○窓口 市町村の税務担当課

3. 預金等の利子非課税

○対象者

- ・身体障害者手帳の交付を受けている者
- ・療育手帳の交付を受けている者
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- ・障害児福祉手当・特別障害者手当・福祉手当の受給者
- ・障害基礎年金・障害厚生年金・障害を支給事由とする年金受給者

○対象となる預貯金等

- ・所得税法第10条に規定する預貯金等
- ・租税特別措置法第4条に規定する公債

○対象限度額

預金等の元本の合計額又は公債の額面の合計額350万円を限度として預入等又は購入されたもの

○非課税の適用方法

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者は、金融機関等に手帳及び個人番号カード等を提示して手続を行ってください。また、手当・年金受給者については、手当認定通知書又は年金証書、住民票の写し及び個人番号カード等を金融機関等に提示して手続を行ってください。

②相続税、贈与税

1. 相続税

① 障害者控除

相続人が85歳未満で障害者のときは、相続税の額から一定の金額を差し引きます。

また、障害者本人の相続税額から控除しきれない障害者控除は、その障害者の扶養義務者の相続税額から控除することができます。

区分	障害の内容	控 除 額
特別障害者	・ 身体障害者手帳1、2級 ・ 療育手帳A ・ 精神障害者保健福祉手帳1級	(85 歳 － 相続開始の日の満年齢) × 20 万円
障 害 者	・ 身体障害者手帳3～6級 ・ 療育手帳B ・ 精神障害者保健福祉手帳2、3級	(85 歳 － 相続開始の日の満年齢) × 10 万円

障害者控除が受けられるのは次のすべてに当てはまる人です。

- (1) 相続や遺贈で財産を取得したときに日本国内に住所がある人
- (2) 相続や遺贈で財産を取得したときに障害者である人
- (3) 相続や遺贈で財産を取得した人が法定相続人（相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとした場合における相続人）であること。

② 相続税の非課税財産

地方公共団体の条例によって、精神や身体に障害のある人又はその人を扶養する人が取得する心身障害者扶養共済制度に基づいて支給される給付金を受ける権利。

2. 贈与税

① 特定障害者扶養信託契約に基づく信託受益権

国内に居住する特定障害者が特定障害者扶養信託契約に基づいて信託受益権の贈与を受けた場合には、その信託の際に「障害者非課税信託申告書」を信託会社の営業所を経由して特定障害者の納税地の所轄税務署長に提出することにより、信託受益権の価額（信託財産の価額）のうち、6,000万円（特定障害者の

うち特別障害者以外の者の場合は3,000万円)までの金額について贈与税が課税されません。

② 贈与税の非課税財産

地方公共団体の条例によって、精神や身体に障害のある人又はその人を扶養する人が取得する心身障害者扶養共済制度に基づいて支給される給付金を受ける権利。

③ 事業税

重度の視力障害者（両眼の視力喪失または、両眼の矯正視力が0.06以下）があん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復などの医業に類する事業を営む場合、個人事業税は課せられません。

○窓口 各地域振興局県税部 課税担当課
(所在地等は【資料編】11を参照)

④ 自動車税

身体障害者、戦傷病者、知的障害者及び精神障害者（以下、「身体障害者等」といいます。）のために使用される自動車については、次の場合、自動車税が減免の対象となります。

1. 身体障害者本人又は18歳未満の身体障害者、知的障害者若しくは精神障害者と生計を一にする者が所有する自動車（1台に限る）で、障害者本人、障害者と生計を一にする方又は単身若しくは障害者のみで構成される世帯の障害者を常時介護する方が運転する場合

○減免の範囲

(1) 身体障害者本人が所有し、運転する場合(本人運転) 令和8年4月現在

減免の対象となる自動車		減免の対象となる身体障害者の範囲（斜線部は等級なし）							
身体障害者が自ら運転する 自動車で次のすべての条件を 満たすもの	障害等級		1	2	3	4	5	6	
	障害区分								
	視覚障害								
	聴覚障害								
	平衡機能障害								
	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害(喉頭摘出に係るものに限る)					喉頭摘出に限る			
	上肢不自由								
	下肢不自由							(注)	
	体幹不自由								
	1 身体障害者が所有するもの (※)	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能						
			移動機能						
	2 自動車検査証に「家用」と記載されているもの	心臓機能障害							
		じん臓機能障害							
		呼吸器機能障害							
		ぼうこう又は直腸の機能障害							
		小腸機能障害							
		免疫不全ウイルスによる免疫機能障害							
		肝臓機能障害							

注 「下肢不自由7級」が2以上ある場合は「下肢不自由6級」となります。

注 「下肢不自由7級」が2以上ある場合は「下肢不自由6級」となります。

※ 自動車検査証の名義が下記①、②のいずれかであること

①所有者・使用者とも身体障害者本人（所有権留保付売買の自動車の場合は使用者が身体障害者本人であること。）

②所有者が同一生計者で使用者が身体障害者本人(この場合は身体障害者本人が納税義務者であること。)

(2) 身体障害者等と生計を一にする者が運転する場合(家族運転)

減免の対象となる自動車	減免の対象となる身体障害者の範囲(斜線部は等級なし)							
<p>身体障害者と生計を一にする者が運転する自動車ですべての条件を満たすもの</p> <p>1 身体障害者が所有するもの。ただし18歳未満の身体障害者にあつては、その者と生計を一にする者が所有する場合も含む(※1)</p> <p>2 専ら身体障害者のために利用されるもの(通学、通院、通所、生業)(※2)</p> <p>3 自動車検査証に「自家用」と記載されているもの</p>	障害等級		1	2	3	4	5	6
	障害区分							
	視覚障害							
	聴覚障害							
	平衡機能障害							
	音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害(喉頭摘出に係るものに限る)							
	上肢不自由							
	下肢不自由							
	体幹不自由							
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能						
		移動機能						
	心臓機能障害							
	じん臓機能障害							
	呼吸器機能障害							
	ぼうこう又は直腸の機能障害							
	小腸機能障害							
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害							
	肝臓機能障害							
<p>知的障害者又は精神障害者と生計を一にする者が運転する自動車ですべての条件を満たすもの</p> <p>1 知的障害者又は精神障害者と生計を一にする者が所有するもの(※1)</p> <p>2 専ら知的障害者又は精神障害者のために利用されるもの(通学、通院、通所、生業)(※2)</p> <p>3 自動車検査証に「自家用」と記載されているもの</p>	障害区分		減免該当の条件					
	知的障害		療育手帳(A)の交付を受けている方					
	精神障害		精神障害者保健福祉手帳(1級)の交付を受けている方 ※ 精神医療に係る公的医療助成の受給者証の交付を受けている方に限る。ただし、受給者証の交付を受けていない場合は医師の通院証明書を添付することにより、受給者証に代えることができる。					

※1 自動車検査証の名義が下記①～④のいずれかであること。②、③の場合は身体障害者本人が納税義務者であること

[身体障害者が18歳以上の場合]

①所有者・使用者とも障害者本人
(所有権留保付売買の自動車の場合は使用者が障害者本人であること。)

②所有者が障害者本人で使用者が同一生計者

③所有者が同一生計者で使用者が障害者本人

[身体障害者が18歳未満、知的障害者又は精神障害者の場合]

身体障害者が18歳以上の場合の①～③又は次の④のいずれかであること

④所有者・使用者とも同一生計者

(所有権留保付売買の自動車の場合は使用者が同一生計者であること。)

※2 利用頻度

「専ら身体障害者等のために利用されるもの」とは次のとおりです。

税の賦課期日(4月1日)又は登録する日以降、通学、通院、通所若しくは生業のために6か月以上継続して週1日以上又は月4日以上利用されるもの

- (3) 単身又は身体障害者等のみで構成される世帯の障害者が所有し、常時介護する者が運転する場合(介護者運転)

減免の対象となる自動車	減免の対象となる障害者の範囲
<p>単身又は身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車</p> <p>次で次のすべての条件を満たすもの</p> <p>1 身体障害者等が所有するもの(※1)</p> <p>2 専ら身体障害者等のために利用されるもの(通学、通院、通所、生業)(※2)</p> <p>3 自動車検査証に「自家用」と記載されているもの</p>	<p>身体障害者等と生計を一にする者が運転する場合(家族運転)と同じ</p>

※1 自動車検査証の名義が次のとおりであること。

所有者及び使用者が身体障害者等本人(所有権留保付売買の自動車の場合は使用者が身体障害者等本人であること)

※2 利用頻度

「専ら身体障害者等のために利用されるもの」とは次のとおりです。

税の賦課期日(4月1日)又は登録する日以降、通学、通院、通所若しくは生業のために1年以上継続して週3日以上利用されるもの

○減免額

自動車税の全額又は上限額のいずれか小さい額が、減免額となります。

上限額	総排気量2ℓ超 2.5ℓ以下の自家用乗用車の税額		
	減免車両の種別		上限額
	令和元年9月30日までに初回新規登録した車両		45,000 円
	うちグリーン化特例の重課対象の車両※		51,700 円
	令和元年10月1日以降に初回新規登録した車両		43,500 円
		75%軽課	11,000 円
	※重課の対象車両 ディーゼル車：初回新規登録から11年経過した車両 ガソリン・LPG 車：初回新規登録から13年経過した車両		
納税額	上限額を超える場合、年税額と上限額の差額を納付 【令和元年10月1日以降に初回新規登録を受けた車両（上限額：43,500 円）の場合】		
	【総排気量】	【年税額】	【減免額】
	1.0ℓ以下	25,000円	25,000円
	1.0ℓ超 1.5ℓ以下	30,500円	30,500円
	1.5ℓ超 2.0ℓ以下	36,000円	36,000円
	2.0ℓ超 2.5ℓ以下	43,500円	43,500円
	2.5ℓ超 3.0ℓ以下	50,000円	43,500円
	3.0ℓ超 3.5ℓ以下	57,000円	43,500円
	3.5ℓ超 4.0ℓ以下	65,500円	43,500円
	4.0ℓ超 4.5ℓ以下	75,500円	43,500円
	4.5ℓ超 6.0ℓ以下	87,000円	43,500円
	6.0ℓ超	110,000円	43,500円
留意事項	年度途中に新規登録を受けた場合の上限額は、登録のあった翌月分から月割となります。		

○申請期限

- 既に所有している自動車に対して減免を受ける場合：「4月1日」～「納税通知書に記載された納期限」

- ・ 新たに取得する自動車に対して減免を受ける場合：「自動車の登録の時」

※災害等特段の事情がある場合は、お問い合わせください。

○留意点

- ・ 減免の対象となる自動車は、身体障害者等1人に対し1台です。
上記「○減免の範囲」の（１）から（３）に記載された減免要件については、次の期日に満たしていることが必要です。
4月1日現在所有する自動車・・・4月1日
新たに取得する自動車・・・自動車の登録の日
- ・ 4月1日現在所有する自動車について減免を受けようとする身体障害者等本人が、4月1日現在病院に入院している場合でも、申請の日に退院しているときは減免を受けることができます。
- ・ 新たに取得する自動車について減免を受けようとする身体障害者等本人が、自動車の登録の日に入院している場合は、減免を受けることができません。
- ・ 賦課期日（4月1日）又は登録する日現在、身体障害者手帳等が交付されていない場合は、原則として減免は認められませんが、交付手続き中の場合等は減免の対象となる場合があります。
- ・ 既に減免を受けている自動車（既減免車）に替えて、新たに取得する自動車（代替車）で減免を申請するときは、代替車の減免申請以前に、既減免車の移転・抹消登録が完了していることが必要です。ただし、既減免車及び代替車がいずれも普通車の場合で自動車税の減免を受けるためには、既減免車の「抹消」のみが要件となります。
また、「やむを得ない理由」により代替車の登録から納車までに期間を要する場合には、一定の要件のもと既減免車の移転・抹消登録前でも減免を申請できる場合があります。
※詳細は、「【資料編】11地域振興局県税部、県の税務担当課一覧」に記載の窓口へご相談ください。

2. 構造変更車（構造上身体障害者等の利用に供するための自動車）の場合

○減免対象となる自動車

- ・ 構造上専ら身体障害者等の利用に供するため、車いすの昇降装置、固定装置又は浴そうを装着する等の特別仕様の自動車で、身体障害者等のために利用されると認められる次のもの（自動車税が全額減免になります。）

自動車検査証の車体の形状欄に以下の記載のあるもの
「車いす移動車」「身体障害者輸送車」（いずれも車いすの昇降装置及び固定装置が装着されているものに限る）「入浴車」「入浴・寝具乾燥車」

○申請期限

- ・ 既に所有している自動車に対して減免を受ける場合：「4月1日」～「納税通知書に記載された納期限前7日」
 - ・ 新たに取得する自動車に対して減免を受ける場合：「自動車の登録の時」
- ※ 災害等特段の事情がある場合は、お問い合わせください。

○留意点

- ・ 一人の身体障害者等について身体障害者等に対する減免と構造変更車に対する減免を重複して受けることはできません。
- ・ 自動車の名義は個人でも法人であってもかまいません。（介護保険事業等を営む法人の場合は、複数台の減免を受けることも可能です。）
- ・ 営業用ナンバーの自動車（介護・福祉タクシー）も減免を受けることができます。

3. 社会福祉法人等が所有し、使用する場合（自動車税のみ全額減免）

○減免対象となる自動車及び申請に必要な書類

減免対象となる自動車	申請に必要な書類
・社会福祉法人が所有する自動車で、当該法人が設置する身体障害者等を入所又は通所させる施設において、専ら入所者又は通所者の通院、通所又は通園のために使用されているもの	①減免申請書 ②通院等自動車証明書（新潟市に所在し、事業の範囲が新潟市の区域を越えない社会福祉法人は新潟市長、それ以外の社会福祉法人にあっては県福祉保健部障害福祉課長が証明したもの） ③自動車検査証の写し
・障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援を除く。）を行うNPO法人で指定障害福祉サービス事業者として知事又は新潟市長から指定を受けているものが所有する自動車で、当該法人が設置する身体障害者等を入所又は通所させる施設において、専ら入所者又は通所者の通院、通所又は通園のために使用されるもの	①減免申請書 ②通院等自動車証明書（新潟市長から指定を受けているものは新潟市長、知事から指定を受けているものは県福祉保健部障害福祉課長が証明したもの） ③自動車検査証の写し ④定款の写し
・地域活動支援センター又は福祉ホームを運営するNPO法人で県又は市町村から補助金の交付又は業務の委託を受けているものが所有する自動車で、当該法人が設置する身体障害者等を入所又は通所させる施設において、専ら入所者又は通所者の通院、通所又は通園のために使用されているもの	①減免申請書 ②通院等自動車証明書（市町村から補助金の交付又は業務の委託を受けているものは市町村の長、福祉ホームの運営を行うNPO法人で知事から補助金の交付を受けているものは県福祉保健部障害福祉課長が証明したもの） ③自動車検査証の写し ④定款の写し
・障害児通所支援事業（居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を除く。）を行うNPO法人で、指定障害児通所支援事業者として知事又は新潟市長から指定を受けているものが所有する自動車で、当該法人が設置する身体障害者等を入所又は通所させる施設において、専ら入所者又は通所者の通院、通所又は通園のために使用されているもの	①減免申請書 ②通院等自動車証明書（新潟市長から指定を受けているものは新潟市長、知事から指定を受けているものは県福祉保健部障害福祉課長が証明したもの） ③自動車検査証の写し ④定款の写し
・市町村から施設運営に係る補助金の交付又は委託を受け、身体障害者等が通所する施設の運営を行う保護者団体等（身体障害者等又はその保護者が運営主体となっているNPO法人を含む。）が所有する自動車で、当該施設において専ら通所者の通院、通所又は通園のために使用されているもの	①減免申請書 ②通院等自動車証明書（市町村の長が証明したもの） ③自動車検査証の写し ④規約等の写し（身体障害者等又はその保護者が運営主体となっているNPO法人は定款及び規約等の写し） ⑤市町村から補助金の交付を受けていることを証する書類（直近の交付決定通知書の写し）又は業務の委託を受けていることを証する書類（委託契約書の写し） ⑥身体障害者等又はその保護者が主体となって運営する特定非営利活動法人であることの申出書（障害者又はその保護者が運営主体となっているNPO法人の場合）

○申請期限

- ・既に所有している自動車に対して減免を受ける場合：「4月1日」～「納税通知書に記載された納期限前7日」
- ・新たに取得する自動車に対して減免を受ける場合：「自動車の登録の時」

※ 災害等特段の事情がある場合は、お問い合わせください。

○窓口（1～3共通）

（所在地等は【資料編】11を参照）

- ・既に所有している自動車に対して減免を受ける場合：各地域振興局県税部収税課
- ・新たに取得する自動車に対して減免を受ける場合

【新潟ナンバー】一般財団法人 新潟県自動車標板協会

【長岡・上越ナンバー】一般財団法人 長岡自動車協会

○留意点（1～3共通）

減免の申請書を地域振興局県税部へ提出する場合は、納税義務者の個人番号又は法人番号を記載していただく必要があります。また、納税義務者が個人の場合は個人番号確認と身元確認をさせていただきます。

【確認を行うときに使用する書類の例】

①マイナンバーカード②通知カード（記載事項に変更がない場合に限り）及び運転免許証

⑤軽自動車税

障害者の利用に供される軽自動車（原動機付自転車、軽自動車等）は軽自動車税の減免が認められる場合があります。なお、詳細については市町村の税務担当課へお問い合わせください。